

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官北海道警察会計担当官（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次のとおり電気の供給契約を締結する（以下「本契約」という。）。

（目的）

第1条 乙は、別紙1「北海道警察学校ほか7施設電気供給契約仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、甲の所有する北海道警察学校ほか7施設において使用する電気の需要に応じて安定的に電気を供給し（以下「本件業務」という。）、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、令和8年度予算の成立を条件とする（令和8年度予算において、暫定予算が編成された場合は同予算の期間までとし、本予算が成立した後令和9年3月31日まで延長する。）

（契約単価）

第3条 契約単価は、次の表の左欄に掲げる契約種別に応じ、同表中欄に掲げる料金区分毎に、同表右欄に定める金額とし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とする。

契約種別	料金区分	契約単価
業務用電力 (平日休日別)	基本料金 (平日休日別)	契約電力 1 kW 当たり 金__円__銭
	電力量料金 平日	電力量 1 kWh 当たり 金__円__銭
	電力量料金 (平日休日別) 休日	電力量 1 kWh 当たり 金__円__銭
業務用電力 (一般)	基本料金 (一般)	契約電力 1 kW 当たり 金__円__銭
	電力量料金 (一般)	電力量 1 kWh 当たり 金__円__銭

（契約単価の改定）

第4条 経済事情の激変などによって契約単価が明らかに適当でないと認められるときは、甲又は乙は、相手方に対して、必要と認められる契約単価の改定を申し入れることができる。申し入れにあたっては、相手方に対して、その理由を明示して事前に通知し、甲乙協議して、その要否を決定するものとする。

（供給内容）

第5条 電気の供給内容は、次のとおりとする。

(1) 需要場所

別表1「北海道警察学校ほか7施設電気供給場所等一覧」（以下「供給場所等一覧」という。）のとおり。

(2) 契約種別

契約種別及び内容は、次のとおりとし、「供給場所等一覧」の右欄に掲げる契約種別を適用する。

ア 業務用電力（平日休日別）

電力量料金をその1月の休日、平日別の使用電力量により算定する。この場合において、休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいい、平日とは、休日以外の日をいう。

イ 業務用電力（一般）

電力量料金をその1月の使用電力量により算定する。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（使用電力量の増減）

第7条 甲の使用電力量は、都合により予定使用量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第8条 各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とする。

2 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワット（1kW）とし、その端数は、小数第1位を四捨五入する。

（使用電力量等の計量）

第9条 乙は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読取り、計量した最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）、使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。ただし、業務用電力（平日休日別）を適用する需要場所においては、平日休日別に計量するものとする。以下同じ。）及び力率を当該計量器毎に記録した書面により甲に通知し、確認を受けなければならない。

2 使用電力量の単位は、1キロワット時（1kWh）とし、その端数は、小数第1位を四捨五入する。

3 力率の単位は、1パーセント（1%）とし、その端数は、小数第1位を四捨五入する。

（電気料金の算定）

第10条 1月の電気料金は、契約電力に応じた基本料金、当該月中に使用した電力量に応じた電力量料金、燃料費調整額（市場価格調整額等を含む。以下同じ。）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金（当該賦課金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）の合計（当該合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。以下「電気料金」という。）とする。なお、電気料金については、需要場所毎に計算し、端数処理をするものとする。

2 前項の基本料金は、第3条に規定する基本料金単価に契約電力を乗じて得た額とする。ただし、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセン

トにつき基本料金を1パーセント割増しするものとする。

- 3 第1項の電力量料金は、第3条に規定する電力量料金単価に第9条の規定により計量した使用電力量を乗じて得た額とする。
- 4 第1項の燃料費調整額は、乙の電気供給約款により算定された額とする。ただし、その額は需給場所を供給区域とする電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）の最終保障供給約款により算式された額を超えない範囲とする。
- 5 第1項の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、需給場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める標準供給条件（高圧）とする。

（電気料金の請求及び支払）

第11条 乙は、原則として毎月10日までに、前条の規定により算出した前月分の電気料金を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、請求金額を乙に支払うものとする。

なお、当該電気料金の一部を、甲が指定する者に支払わせることができるものとする。

（支払遅延利息）

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（調査等）

第13条 甲は、乙に対し、電気の供給状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該供給につき適正な履行を求めることができる。

- 2 乙は、電気の供給に関し事故が生じた場合は、直ちに、甲に報告し、その措置につき甲と協議しなければならない。

（契約の解除及び違約金）

第14条 甲は、自己の都合により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙が電気事業法その他の電気事業に係る法令又はこれらの関係法令に基づく決定若しくは処分等に違反したときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が本件業務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、そ

の期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙に以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、電子交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙又はその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第15条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第24条に規定する暴力団排除条項第1条又は第2条に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 5 乙は、第2項から第4項に該当する場合、甲に対し、違約金として当該解除の日から契約期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて得た総価額の100分の10に相当する金額を支払う。
- 6 甲は、第4項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

- 第15条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として支払済額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の支払済額の100分の10に相当する額のほか、支払済額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、本契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して本契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する)を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第17条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし信用保証協会法(昭和28年法律第196号)第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関(以下「金融機関」という)又は資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本件業務の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会金融機関又は特定目的会社(以下「丙」という)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関

する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合は、乙は丙に対し次の各号を同意させ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を留保すること。
 - (2) 丙は、譲渡債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害することはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約単価の改定その他本契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該変更により、譲渡債権の内容に影響が及ぶ場合は、専ら乙と丙の間において解決しなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて、乙が丙に債権の譲渡を行った場合は、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第18条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

（損害賠償）

- 第19条 甲は、本契約に関し、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第14条第5項、第16条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第14条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。
 - 3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。
 - 4 乙は、電気の供給に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲の負担とする。

（費用の負担）

第20条 本契約の締結及び電気の供給に係る手続等の費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持）

- 第21条 甲及び乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 2 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏洩したため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関する紛争は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第23条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第24条 暴力団排除に関する条項については「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の確保)

第25条 乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」、
(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進
・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むように努めるものとする。

(特記事項)

第26条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書等、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書等、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
北海道警察会計担当官
友井昌宏

乙 住所
氏名

別表 1 (第 2 条第 1 号)

北海道警察学校ほか7施設 電気供給場所等一覧

供給場所	住所	契約種別
北海道警察学校	札幌市南区真駒内南町5丁目1-7	高圧業務用(平日休日別)
北海道警察本部機動隊	札幌市南区真駒内南町6丁目2-1	高圧業務用(平日休日別)
北海道警察学校射撃場	札幌市南区真駒内南町6丁目2-20	高圧業務用(一般)
北海道警察総合訓練場	千歳市柏台1342-8	高圧業務用(一般)
北海道警察学校函館分校	函館市金堀町4-10	高圧業務用(一般)
北海道警察学校旭川分校射撃場	旭川市住吉7条1丁目3	高圧業務用(一般)
北海道警察学校釧路分校	釧路市大楽毛南2丁目2-9	高圧業務用(一般)
北海道警察学校北見分校射撃場	北見市中央三輪8丁目15-3	高圧業務用(一般)

別紙2

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約の解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約の解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約の解除)

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人

等との契約を解除しないとき若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。